⑶　共同企業体の構成員の組合せは次のとおりとする。

ア）構成員３者の場合　構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、石川県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

イ）構成員４者の場合　構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が第３位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上の者とし、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、石川県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

⑷　構成員のうち代表者は、下記の同種工事のうち、①の施工実績を有する者であること。

出資比率が第２位以下の構成員はそれぞれ、下記の同種工事のうち、①、②のいずれかの施工実績を有する者であること。

なお、同種工事の施工実績は、平成12年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。

また、共同企業体構成員としての実績は、代表者については出資比率が構成員中最大のものであることとし、その他の構成員は出資比率が10％以上のものであること。当該工事が機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、以下の要件を満たしていること。

⑺　工事成績評定点がある場合は、65点以上であること。

⑴　一部しゅん功の場合、当該工事の主たる目的物を引渡していること。

【同種工事】

①　鉄道ラーメン高架橋新設工事

②　橋りょう新設工事

⑸　機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成25年度及び平成26年度の機構鉄道建設本部の工事成績が、２年連続で平均点が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、代表者及び出資比率が第２位の構成員は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につきそれ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、⑷の同種工事のうち、①の施工経験を有する者であること。

出資比率が第２位の構成員は、⑷の同種工事のうち、①、②のいずれかの施工経験を有する者であること。

構成員を４者とする共同企業体の場合については、出資比率が第３位の構成員は、⑷の同種工事のうち、①、②のいずれかの施工経験を有する者であること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）が配置する配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

なお、⑷の同種工事の施工経験は、平成12年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。

また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものであることとし、当該工事が機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、以下の要件を満たしていること。

⑺　工事成績評定点がある場合は、65点以上であること。

⑴　一部しゅん功の場合、当該工事の主たる目的物を引渡していること。

また、施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができる。

ただし、鉄道ラーメン高架橋新設工事の施工経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができる。

専任補助者について、代表者及び出資比率が第２位の構成員が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

ウ　代表者及び出資比率が第２位の構成員が専任補助者を配置する場合は、上記イの工事の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

①　要件　鉄道ラーメン高架橋新設工事

①　代要件　橋りょう新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構鉄道建設本部大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする場合がある。

⑺　施工体制の評価について

○品質確保の実効性（品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。）

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点

・工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点